



収益アップ等を図り 従業員の処遇改善を行う 取組を支援します

第2回応募の受付期間

平成26年11月14日（金）～12月15日（月）17時まで（必着）

（提出は、持参または郵送でお願いします。持参される場合は、予めご連絡をお願いいたします。）

対象となる経費の全額を支援します

（1社当たりの上限は250万円が目安）

県からの委託事業として実施していただきます

中小企業等が自社の従業員の処遇改善に取り組む場合

販路拡大の取組

- ・県外や海外への営業の旅費・宿泊費
- ・展示会・商談会への出展費用
- ・専門家から助言を受ける費用
- ・コンサルタント等による市場調査費用
- ・ホームページの作成費用 など

業務効率化の取組

- ・専門家の助言や経営診断を受ける費用
- ・研修やセミナーの実施費用
- ・専門家による工程管理見直しの費用 など

従業員のスキルアップの取組

- ・資格取得のための講座料（受験料は除く）
- ・研修やセミナーへの参加費・旅費・宿泊費
- ・専門家による技能講習会開催費用 など

新入社員の離職防止の取組

- ・専門家による相談窓口の設置費用
- ・新入社員、管理者向けの研修会実施費用 など

支援団体等が個々の中小企業等の処遇改善の取組を支援する場合も対象となります

業界団体等が傘下の中小企業等へ専門家を派遣する費用、展示会・商談会を開催する費用

人材育成会社が中小企業等を集めて研修やセミナーを実施する費用

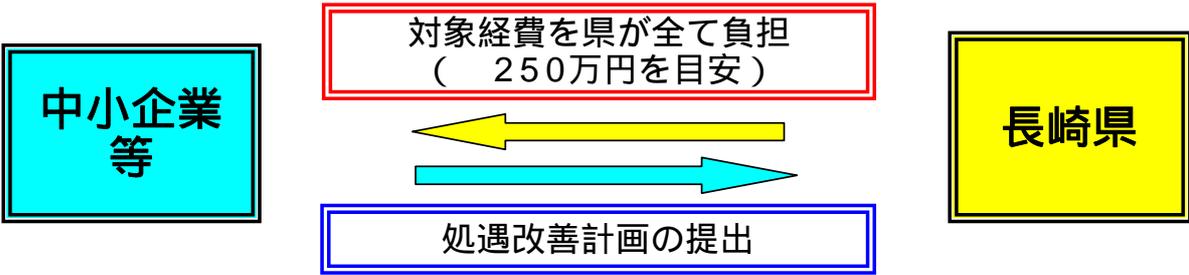
人材派遣会社が中小企業等へ事業展開の要となる人材、既存職員への実習等ができる人材等を派遣する費用 など

事業スキーム

事業者（中小企業等）自らが処遇改善をする場合

対象となる事業者

- ・ 処遇改善の対象となる従業員が所属する事業所が県内に所在する中小企業等
中小企業等には、会社（株式、有限、合名、合資等）のほか、NPO法人、学校法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合（事業協同組合、商工組合、農業協同組合等）、任意団体、個人事業主なども含みます。

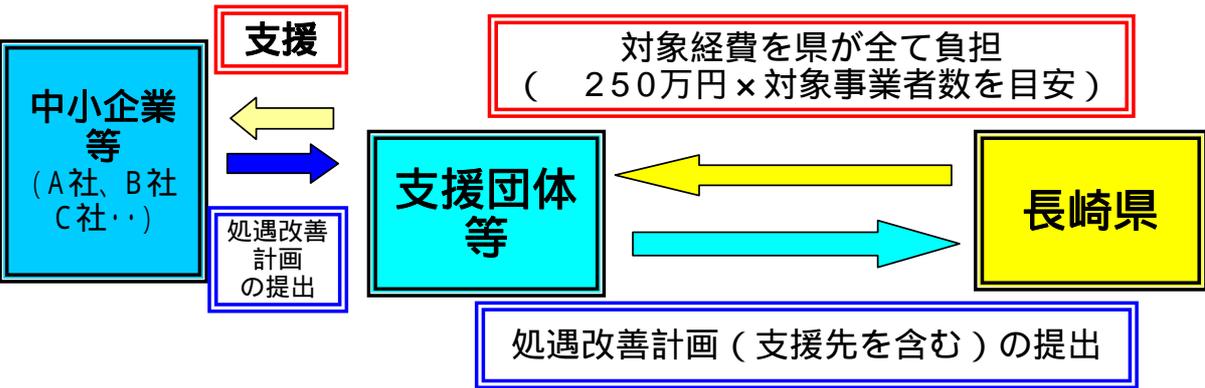


支援団体等が複数の中小企業等の処遇改善を支援する場合

対象となる支援団体等

- ・ 処遇改善の対象となる従業員が所属する事業所が県内に所在する中小企業等の従業員の処遇改善を支援する支援団体等

支援団体等は、経済団体、業界団体、組合、人材育成会社、人材派遣会社等が該当します。
支援団体等のうち人材育成会社や人材派遣会社については、県外企業や中小企業以外であっても対象としますが、県内に支店や事業所、駐在所等を有し、応募日前1年以内に、県内中小企業等に対しての同種の取組実績があることが必要です。また、人材派遣会社の場合は、一般労働者派遣事業の許可を受けていること、または特定労働者派遣事業の届出を行っていることが必要です。



目安額を超える提案でも、処遇改善計画の内容、事業者の規模等により必要性が認められれば対象とします。
但し、事業による賃金増加額等の成果が事業費を上回るなど、事業費は処遇改善計画とバランスの取れていることが必要です。

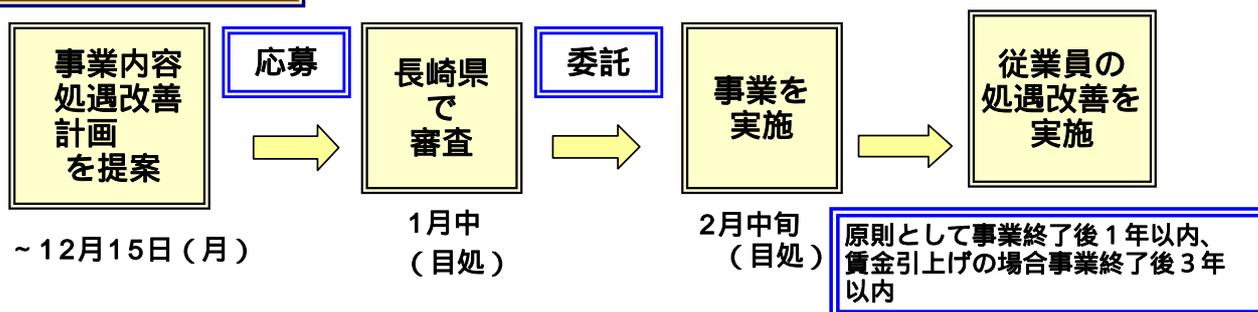
事業の主な要件

新入社員の定着率向上、非正規従業員の正規従業員化、賃金引上げ等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき事業を実施し、その成果の達成が見込めるものであること。

新入社員の定着率向上（事業終了後1年以内に目標を達成すること）
応募日から過去最長3年間以内に入社した正規従業員（以下「定着支援者」という）の定着率が、それ以前のほぼ同期間（最長3年間以内）の間に入社した正規従業員の定着率と比較して向上すること。
非正規従業員の正規従業員化（事業終了後1年以内に目標を達成すること）
在職者における有期従業員等の非正規従業員を、契約締結日以降に1名以上正規従業員化すること。
賃金引上げ（事業終了後3年以内に目標を達成すること）
賃金引上げの対象者の契約締結日から目標達成予定日までの（賃金引上げ後）賃金支給予定総額から、応募日の直近1年間の賃金水準で据え置いた場合の契約締結日から目標達成予定日までの賃金支給総額を差し引いた金額が、委託事業費を上回ること。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により規制の対象となっている業種を除く等、県の委託事業としてふさわしい事業であること。

事業の流れ



応募総数等により、審査や委託の時期が遅れることがあります。

事業実施期間

委託日から、平成27年度末（平成28年3月31日）まで実施可能です（但し、平成27年3月31日までに事業に着手することが必要）。
なお、平成27年度委託契約分については、県の平成27年度当初予算の成立により締結することになります。

対象経費について

土地を取得するための経費、建物や施設、設備を新設、改造、修繕、移設するための経費、国、地方公共団体の補助金などすでに支弁されている経費、その他委託事業との関連性が認められない経費は対象となりません。また、委託事業のために必要な財産の取得は、委託事業による費用から賄う場合は、原則リース・レンタルで対応をお願いします。

既存職員の人件費（支援団体等による支援事業を除く）、新規雇用職員の人件費、代替職員の人件費は対象となりません。

処遇改善計画書で定めた目標が達成できなかったことだけで、直ちに委託費の返還を求めることはありません。ただし、事業実施に対する事業者の努力が認められない場合や悪意がある場合、処遇改善目標の達成度が著しく低い場合は、委託費の全部または一部の返還を求めることがあります。

活用事例（対象となる取組の例）

新入社員の定着率を向上させ、人材の確保や技能の伝承を行いたい
業界団体や人材育成会社等が、希望する事業者に対して実施することも可

「定着促進」に向けた支援を提供

【管理者・人事担当者向け】

人事労務の専門家（社会保険労務士等）による新入社員育成計画策定

人事労務の専門家（社会保険労務士等）による労務管理研修の実施

【従業員向け】

人事労務の専門家（社会保険労務士等）によるメンタルヘルス研修の

実施や相談窓口の設置

各種資格取得のための講座受講によるモチベーションの向上

業務に必要な資格を取得させるなど、非正規従業員を正規従業員とすることにより、優秀な人材を定着させたい

業界団体や人材育成会社等が、希望する事業者に対して実施することも可

「従業員のスキルアップ」に向けた支援を提供

【管理者・人事担当者向け】

専門家（人材育成会社等）による従業員のスキルアップ計画の策定

【従業員向け】

各種資格取得のための講座受講

専門家による技術講習会の実施

収益力をアップして賃上げをすることにより、会社の活性化や従業員のモチベーション向上をしたい

業界団体や経済団体等が、希望する事業者に対して実施することも可

「収益力アップ」に向けた支援を提供

・経営コンサルタントによる経営診断の実施

・コスト削減のための工程管理の見直しを専門家へ依頼

・新規顧客を開拓するためにダイレクトメールを送付

・販路拡大のために展示会、商談会の開催や参加

・ネット通販を開始するためにホームページの作成を依頼

・外国人を顧客とするためのパンフレット等の作成

処遇改善に取組む中小企業等を支援するために、事業展開の要となる人材や講習・実習指導ができる人材、営業経験のある人材を派遣したい
（人材派遣会社）

支援先の各中小企業等において「処遇改善計画書」を作成する必要があります

募集要件等の詳細は長崎県のホームページをご覧ください。
募集要項や応募様式、活用事例も入手できます。

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/kinkyu-ko>

長崎県緊急雇用創出事業 検索

（応募・問い合わせ先）

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

長崎県産業労働部緊急雇用対策室（県庁第一別館2階）

電話 095-895-2731（ダイヤルイン）FAX 095-895-2582

E-mail : s05480@pref.nagasaki.lg.jp